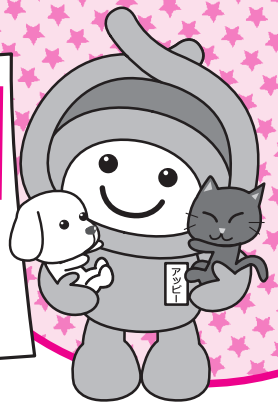


目指せ！満点飼い主

～飼い主としてのマナーを守りましょう～

ペットは、私たちの心や生活に癒やしを与えてくれる大事な家族の一員です。しかし近年、ペットを飼うときのマナーを守らない飼い主に対する苦情が多く寄せられています。他人に迷惑をかけることは、飼い主としての最低限のマナーです。マナーを守って、気持ちよくペットとの暮らしを楽しみましょう。



生活環境課 ☎775-6940・FAX775-9872

犬は首輪・リードでつなぎましょう

埼玉県の条例により、原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬であっても、周囲の人の急な行動や大きな音などで、攻撃的な行動をとる場合があります。また公共の場には「犬が苦手」「犬が怖い」という人もいます。首輪・リードでつなぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短めに持って散歩をしましょう。

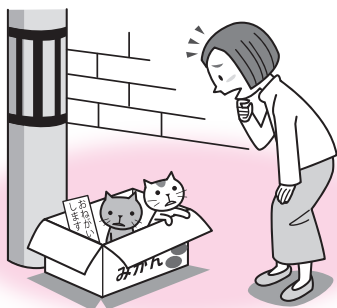


犬のトイレは責任を持って後始末を

散歩中にふんをしたときは、飼い主は責任を持ってきちんと家まで持ち帰りましょう。ふんの放置は、飼い主や愛犬が地域で嫌われる原因となります。犬のトイレは散歩前に家の中で済ませましょう。公共の場所または他人の土地にふんを埋めるのは、正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。また電柱や他人の家の壁などに愛犬がオシッコをした場合は、すぐに水で流しましょう。

狂犬病の予防注射は必ず毎年受けましょう

狂犬病は撲滅された病気ではなく、現在もロシア、タイ、中国、台湾、北朝鮮など世界各地で発病者が確認されています。発病してからでは有効な治療がなく、ほぼ100%死亡する大変恐ろしい病気です。犬を飼っている人は、社会に対する責務として飼い始めの犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。



ペットを捨てるなどの行為は犯罪です

犬や猫などの愛護動物を殺傷した者は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、遺棄・虐待した者は、100万円以下の罰金が科せられます。飼い主は、最後まで愛情と責任を持って、ペットがその命を終えるまで飼い続けましょう。 ※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえウサギ、鶏、いえバト、アヒルなど、人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類です。

ペットの適正飼養啓発プレートの無償配布

ペットの飼養に関するマナーで困っている人に、各種適正飼養啓発プレート(ふん害防止用プレート、放し飼い防止用プレート、捨て犬・捨て猫防止用プレート)を無償で配布しています。配布を希望する人は、生活環境課へお越しください。

